

若年デジタル人材Aターン事業業務委託仕様書

1 目的

デジタル人材の情報通信分野及び製造分野等への就職の促進を図るため、首都圏大学生等と県内ICT企業等のマッチングにつながる機会を創出する。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月28日まで

3 業務委託内容

- (1) 県内企業の首都圏大学生向けインターンシップ受入支援
首都圏に在住している大学生等に対し、県内企業が実施するインターンシップ情報を発信することにより、県内企業のインターンシップ受入を支援すること。
- (2) 首都圏大学の就職担当者を対象とする県内企業の視察等の実施
首都圏私立大学の就職担当で構成される団体を対象とした県内企業の職場見学を視察する1泊2日のツアーを企画し、受入を図ること。
 - ・ツアーの中では、県内企業30社程度との意見交換会を実施すること。
 - ・受入人数は30名程度を見込むこと。
- (3) 首都圏大学生等向け県内ICT企業説明会の実施
首都圏に在住している大学生等及び首都圏私立大学の就職担当で構成される団体に対し、県内ICT企業説明会を実施すること。
- (4) 効果測定
受託者はこの効果測定として、事業の目的を達成するために必要なKPIを設定すること。(2)及び(3)の参加者数は必須事項とし目標値を設定するとともに、その他のKPIは必要に応じて企画提案書により提案すること。
- (5) 共通事項
 - ①業務管理責任者の配置
業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務管理責任者を配置すること。
 - ②工程表等の提出
契約締結後速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を提出すること。
 - ③開催日時等
契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と事前協議を行うものとする。
 - ④会場の手配等

会場が必要となる際は、選定、手配及び支払については受託者が行うものとする。

⑤講師等の選定等

ア 説明会の講師、発表者等の選定、交渉、手配、謝金や旅費の支払については受託者が行うものとする。

イ 講師や発表者等は、十分な知識や経験を有する者を選定すること。

ウ 業務の遂行にあたっては、県はもとより、関係者との打ち合わせなども適宜実施し、業務経過を必要に応じて随時報告すること。

4 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

ただし、次の費用は委託料から除外し、参加者から徴収すること。参加者の本県内の集合場所までの交通手段は参加者が自己手配するものとする。

- ・参加者の宿泊料
- ・参加者の飲食費

(2) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

5 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。

- (2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。